

1. 件名：「日本原燃株式会社再処理事業部再処理工場及び濃縮・埋設事業部ウラン濃縮工場における査察用封印の毀損に対する再発防止対策の実施状況確認に関する面談」
2. 日時：2020年12月22日（火）9時00分～16時00分 再処理工場
2020年12月23日（水）8時30分～15時20分 ウラン濃縮工場
3. 場所：日本原燃株式会社 再処理事業部再処理工場及び濃縮・埋設事業部ウラン濃縮工場
4. 出席者
原子力規制庁
放射線防護企画課 保障措置室
寺崎室長（22日のみ）、中島首席査察官、武長査察官
六ヶ所保障措置センター
鈴木（克）査察官、佐藤（学）査察官
日本原燃株式会社
再処理事業部長、副事業部長、核物質管理部長、核物質管理課長、他3名
濃縮事業部長、濃縮運転部長、運営管理課長、他6名

5. 要旨

日本原燃株式会社（以下、「日本原燃」という。）のウラン濃縮工場及び再処理工場においてそれぞれ2020年3月及び2020年8月に発生した保障措置査察用封印の毀損に関して、日本原燃における再発防止対策の実施状況について配付資料に基づき説明を受けた。また、再処理工場及び濃縮工場のそれぞれの現場にて封印毀損防止対策を確認した。

（1）再処理事業部再処理工場（12月22日）

- ・再処理工場内で実施される作業について、査察機器・封印の毀損リスクがある作業の抽出方法及びリスクがある作業に対する毀損防止対策の実施方法を確認した。
- ・封印毀損の再発防止に向けた教育の実施方法について確認した。
- ・現場において封印毀損リスクを低減させるための対策として、封印カバー、立ち入り防止柵、及び注意喚起の掲示がなされていることを確認した。

（2）濃縮・埋設事業部ウラン濃縮工場（12月23日）

- ・ウラン濃縮工場内で実施される作業について査察機器・封印毀損の再発防止対策や封印毀損の再発防止に向けた教育が再処理工場と同様に実施されていることを確認した。
- ・現場において封印毀損リスクを低減させるための対策として、封印カバー、立ち入り防止柵、及び注意喚起の掲示がなされていることを確認した。一部の封印カバーが未適用の箇所については、立ち入り防止柵により封印毀損リスクの低減化策をとられていることを確認した。

6. その他

配付資料

- ・日本原燃における査察用封印き損に対する再発防止対策の実施状況について（日本原燃）